

大分県副業・兼業人材活用促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、県内事業者における人材確保の取組を支援し、副業・兼業人材の活用の促進を図るため、県内事業者が行う副業・兼業人材の活用に要する経費に対し、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則(昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、用語の定義は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) プロフェッショナル人材

新たな商品・サービスの開発、その販路の開拓や個々のサービスの生産性向上などの取組を通じて、企業の成長戦略を具現化していく人材をいう。

(2) 大分県プロフェッショナル人材活用センター(以下「人材活用センター」という。)

大分県内に本社又は事業所を有する中堅・中小企業等の「攻めの経営」や経営改善への意欲を喚起し、人材ニーズを掘り起こすとともに、民間人材ビジネス事業者と連携してそれらの企業とプロフェッショナル人材のマッチング支援に取り組むために、おおいた産業人材センターに設置した拠点をいう。

(3) 中堅企業

資本金若しくは出資金が10億円未満又は従業員1,000人未満の会社(中小企業を除く。)をいう。

(4) 中小企業

大分県中小企業活性化条例(平成25年大分県条例第17号)第2条第1項に定めるものをいう。

(5) 民間人材ビジネス事業者

職業安定法(昭和22年法律第141号。以下「法」という。)第30条に規定する有料の職業紹介事業を行う者をいう。

(6) 人材紹介手数料

法第32条の3第1項各号に定める手数料をいう。

(7) 副業・兼業

就業者が、雇用契約又は業務委託契約等に基づき、業務や期間を限定して仕事を受託することをいう。

(8) 副業・兼業プロフェッショナル人材

県内事業者が副業・兼業の形態で活用するプロフェッショナル人材のことをいう。

(補助対象事業者及び補助対象経費等)

第3条 この補助金の交付の対象となる者及び事項並びに補助率等については別表1に、交付の対象となる経費については別表2に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 規則第3条第1項による交付申請は、補助金交付申請書(第1号様式)(以下「申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添付し、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(第2号様式)
- (2) 収支予算書(第3号様式)
- (3) 誓約書(第4号様式)
- (4) 人材活用センターに提出した企業情報シートの写し
- (5) 副業・兼業人材活用に係る契約書(雇用契約書、委託契約書等)の写し
- (6) 副業・兼業人材の履歴書及び住所確認ができる書類
- (7) その他知事が必要と認める書類

2 規則第3条第3項の規定により、申請書若しくは添付書類に記載すべき事項又は添付すべき書類のうち省略することのできるものは、同条第2項第1号、第2号及び第6号に掲げる事項とする。

3 第1項の規定による申請書を提出するにあたって、申請者について、当該補助金に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助条件)

第5条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更(知事の定める軽微な変更を除く。)を行う場合は、補助事業変更承認申請書(第5号様式)を知事に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに補助事業事故報告書(第6号様式)により知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭(預金)出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (5) 第4条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第11条

の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。

(6) 第4条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第12条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書(第7号様式)によりその金額(前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。

(7) その他、規則及びこの要綱の定めに従うこと。

2 規則第5条第1項第1号の規定による知事が定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。

(1) 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更(事業量の20パーセント以内の減少等)

(2) 補助対象経費の20パーセント以内の増減(又は補助対象経費の費目間における流用で、いずれか少ない額の20パーセント以内の増減)

(補助金の交付決定の通知)

第6条 規則第6条の規定による通知は、補助金交付決定通知書(第8号様式)により行うものとする。

(申請の取下げのできる期間)

第7条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、補助金交付決定通知書を受理した日から起算して15日を経過した日までとする。

(状況報告)

第8条 知事は、必要に応じ、補助金の交付を受けた者に対し、事業の遂行状況に関する報告を求めることができる。

(補助金の交付方法)

第9条 この補助金は、精算払の方法により交付するものとする。ただし、知事が必要と認める場合は、概算払の方法により交付することができる。

(補助金の交付請求)

第10条 補助金の交付決定の通知を受けたものが、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書(第9号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書(第10号様式)によるものとし、次に掲げる書類を添付し、補助事業の完了若しくは廃止の承認を受けた日

から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月20日のいずれか早い期日までに、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(第11号様式)
- (2) 収支精算書(第12号様式)
- (3) 成果物・取組状況等の写真
- (4) 補助対象経費を支払ったことを証する書類(領収書の写し等)
- (5) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定通知)

第12条 規則第13条の規定による通知は、補助金の額の確定通知書(第13号様式)により行うものとする。

(書類の提出部数)

第13条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は1部とし、その様式は、この要綱の本則に定めのあるもののほか、別に知事が定めるものとする。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、事業実施に当たり必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年度の予算に係る大分県副業・兼業人材活用促進事業費補助金から適用する。

この要綱は、令和8年度の予算に係る大分県副業・兼業人材活用促進事業費補助金から適用する。

別表 1

事項	内容
補助対象事業者	<p>この事業の補助対象事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 県内に本社又は事業所を有する事業者であること。 (2) 生産性向上や経営課題解決のために、大分県プロフェッショナル人材活用センターを通じて、初めて副業・兼業人材を活用する者であること。 (3) 同一の事業について、国、県等から他の補助金を受けていないこと及び受ける予定がないこと。 (4) 県税に未納がないこと。 (5) 暴力団員（暴力団員による不要な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。 (6) 性風俗関連営業、接待を伴う飲食等営業又はこれらの営業の一部を受託する営業を行っていないこと。 (7) その他補助が適当でないとして知事が認める者でないこと。
補助対象事項	<p>補助対象事業者が負担する、副業・兼業人材活用に係る以下の費用とする。補助対象経費の詳細は、別表2のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 民間人材ビジネス事業者へ支払う人材紹介手数料 (2) 副業・兼業人材への報酬 (3) 副業・兼業人材の交通費・宿泊費
補助率・補助金の上限額等	<ul style="list-style-type: none"> ・補助率は、上記補助対象事項の計の8/10以内とする。 ・補助金の上限額は、50万円とする。 ・算出された補助金に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
補助対象事項に係る留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象期間は、原則、交付決定日から交付決定日の属する年度の2月末までの期間とする。 ・副業・兼業人材との契約期間は6か月を上限とする。 ・同時に複数人の副業・兼業の活用を開始した場合は、その中の1人分のみを補助対象とする。

別表 2

補助対象事項	補助対象経費
民間人材ビジネス事業者へ支払う人材紹介手数料	大分県プロフェッショナル人材活用センターに登録された民間人材ビジネス事業者の利用に係る人材紹介手数料
副業・兼業人材への報酬	補助事業に従事するために要した報酬
副業・兼業人材の交通費・宿泊費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助事業に従事するため、県外から就業地（大分県内に限る）まで公共交通機関で移動する際の交通費（※1）及び就業地で宿泊する際の宿泊費を対象とする。 ・ 交通費及び宿泊費は、大分県の「職員等の旅費に関する条例」等に基づき算出した額又は実費（※2）のいずれか低い額とする。 ・ 交通費・宿泊費の対象は、5回の往復移動を限度とする。 ・ 1回の往復移動に係る交通費の実費負担が1万円未満の場合は、宿泊費を含めた全体を補助対象外とする。 ・ 前泊は、前泊しなければ就業時間に間に合わない場合に限り補助対象とし、後泊は、就業後移動手段がない場合に限り補助対象とする。 <p>※1 交通費について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 往路及び復路を対象とする。 ② 社用車、自家用車、レンタカー、カーシェアでの移動に要した経費（有料道路利用料、駐車場代を含む）は補助対象としない。 ③ タクシーの運賃は、下記のいずれかに該当する場合のみ補助対象とする。ただし、2km未満のタクシー利用は補助対象外とする。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 就業地から半径1km以内に鉄道の駅、バス停がない場合 (2) 本数が少ないなど、時間的な制約により、タクシー以外の公共交通機関による移動では、業務に支障を来す場合（就業前1時間前まで、終業後1時間後までに、鉄道、バス等の便がない場合）

※2 実費について	
航空賃	経済的かつ合理的な経路及び方法によった場合のエコノミークラスの運賃（旅客施設使用料を含む）を限度とし、現に要する航空賃とする。
鉄道賃	経済的かつ合理的な経路及び方法によった場合の旅客運賃及び特急料金の合計額を限度とし、現に要する鉄道賃とする。
船 賃	経済的かつ合理的な経路及び方法によった場合の旅客運賃及び寝台料金の合計額を限度とし、（往復割引運賃の設定がある場合はその額を限度とする。）現に要する船賃とする。

（注1）パック料金及び各種割引運賃については、実費相当額を補助の対象とする。

（注2）以下の経費は対象とならない。

- ・ 日当
- ・ 社用車、自家用車、レンタカー、カーシェアでの移動に要した経費（有料道路利用料、駐車場代を含む）
- ・ マイレージやポイント等で支払った経費
- ・ 旅行代理店の手数料
- ・ 取消料、キャンセル料
- ・ 振込手数料、代引手数料
- ・ 旅行傷害保険料
- ・ 食費（宿泊費に食費が含まれており、内容不明の場合は、一食あたり1,200円を減額する。）
- ・ 公租公課（消費税及び地方消費税等）